

## 第7期 第5回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和2年11月13日（金）15：00～17：15

場所：大宮区役所 6階大会議室

### 次 第

- 1、開 会
- 2、議 題
  - (1) 各専門部会の取組について
  - (2) 地域生活支援拠点等について
  - (3) 日中サービス支援型グループホームについて
  - (4) 障害者生活支援センター運営法人選定について
  - (5) 次期障害者総合支援計画について
- 3、そ の 他
- 4、閉 会

### 配布資料

- ①第5回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③座席表
- ④【議題1】各専門部会の取組
- ⑤【議題2】さいたま市地域生活支援拠点整備の進め方について
- ⑥【議題2】地域生活支援拠点に関する加算について
- ⑦【議題3】日中サービス支援型 GH の指定、報告に関するフローについて
- ⑧【議題4】障害者生活支援センターの運営法人選定について
- ⑨【議題5】さいたま市障害者総合支援計画案（案）
- ⑩【議題5】素案完成後に修正した主な箇所について（参考資料）

### 出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、岡田委員、加藤委員、黒田委員、  
遅塚会長、長岡委員、三石委員、山川委員、山口委員、  
（欠席者：宇土委員、吉野委員）

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、細淵課長補佐、春山係長、林係長、志村主査、  
利根澤主任、高橋主事、上原主事、大浜主事、近藤主事  
（障害政策課）上石主査

(遅塚会長)

- ・開会
- ・出欠状況確認（過半数出席のため会議成立）
- ・会議の公開について
- ・傍聴許可

(事務局)

- ・課長挨拶
- ・資料確認

(遅塚会長)

それではここから議事に入らせていただきます。

議題1「各専門部会の取組について」事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

はい、それでは議題1「各専門部会の取組について」ご説明いたします。

地域自立支援協議会におきましては、各分野のより詳細な内容について、専門部会において協議検討を進めております。各部会とも、今年度はこれまでに1回ずつ開催されており、資料3ページ「障害者虐待防止部会の取組」から31ページ「子ども部会の取組」まで、全部で4つの部会の取組について掲載しております。本日は内容の説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。議題1は事務局からの報告でございました。

一応事前に資料が送付されていたかと思っておりますので、もしこの時点でご質問ご意見があれば承りたいと思います。また、後からでも、ご質問等あれば受け付けます。

(長岡委員)

ささの会の長岡です。

これに関しては今年度になってからの取り組みの報告ということですね。

(事務局)

はい。

(長岡委員)

と言うことは、地域部会が動き出したらここに同じ形で報告が上がってくるという

ことですよね。後に出てくる拠点の資料のところでは、地域部会に結構スポットが当たっていると思うのですが、将来的に地域部会が10区になったとき、10区的地域部会が全部合わさってこの報告に載るようになるのでしょうか。

地域部会をやっている岩槻の立場としては、地域部会で上がったこと、例えば昨年度の部分に関しては1回目の地域自立支援協議会で報告させていただいたと思うんですけども、やはり地域部会で起こっていることが本協議会でどのようになっていくのかということについて、どう整理されているのか確認したいです。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

長岡委員から確認ということで一つありましたけれども、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事務局といたしましては、地域部会につきましても、全市的に報告するべきタイミングの時に、こういった全体の協議の場でご報告、ご審議いただきたいと考えておりますが、今回、資料としては4つの部会について用意させていただいたところです。

しかし当然ながら、今後行われる本協議会の場でも、地域部会での取り組みや議題につきましても、随時取り上げさせていただきたいと考えております。

(遅塚会長)

地域部会が出てきた地域のニーズがこの協議会に出てこない、地域部会の意義が少し薄くなってしまいますので、当然それは前提とした上で、地域部会側から今回はこれを出して欲しいというものがあれば、それが議題で入ってくると、当面は考えておけばよろしいですかね。

(事務局)

そうですね。地域部会側からの発信であることもあるでしょうし、或いは地域部会に顔を出させていただいた事務局の方から、今回はいかがでしょうかというような声掛けをさせていただくこともあるかと思えます。

(遅塚会長)

将来的に10区に地域部会ができると、なかなか本庁が事務局として全部に顔を出すというのも業務上厳しいかとは思いますが、その時にはきっと各区の支援課とかが色々な役割を果たしていただけたらと思いますけれども、そういう行政側からの意向でも、或いは部会側からの意向でも、とにかく議題があるときに出すというイメージかと思えます。

ある程度地域部会が立ち上がったら、一言でも二言でも活動状況とか、いつ開いてこんな議題があったということくらいは一覧表か何かで出していただいた方が良くかなという気がしますけれど、地域部会についてはまた改めて相談して進めていければと思います。

では、後からでもご質問等受け付けますので、次の議題に進めたいと思います。

議題2「地域生活支援拠点等について」事務局からご説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

続いて、議題2「地域生活支援拠点等について」ご説明いたします。資料32ページをご覧ください。

7月の協議会で地域生活支援拠点に関するご報告をさせていただきましたが、イメージが捉えにくい事業であるとのことのご意見もいただきました。そこで、8月の相談支援部会において、本市における地域生活支援拠点整備イメージ案をより具体的に提示させていただいたものがこちらの資料となります。資料34ページをご覧ください。

資料の右側は、サービス調整会議をはじめとした各区での既存の取り組みとなっています。集約結果は、左側の地域部会の枠内へとつながります。地域部会は地域のネットワーク強化・区ごとの取組からの課題抽出等に向けた検討を行います。ここまでは、従来どおりの地域部会の考え方となります。

また、地域部会の検討内容部分のもう一方では、地域生活支援拠点の4つの機能についての企画・検討を進めることとしております。これは、従来どおりの考え方で課題抽出を行った場合に、拠点の4つの機能を充実させる形での対応を要するケースも多いと考えられるため、検討内容としてひとつにまとめて図示しています。

事務局は基幹相談支援センターもしくは障害者生活支援センターと区支援課および関係所管、参加者は相談支援事業者、サービス事業者をはじめとした関係機関を想定しています。区ごとにこれらの体制の整備を進めることで、地域の体制づくり機能を充足するものと考えております。

なお、8月の相談支援部会では、4つの拠点機能についての検討は地域部会で対応できる内容と、全市的な対応が必要になる内容の切り分けが必要だとのことをご意見をいただいています。資料35ページ目以降は、本市において機能ごとに具体的な充実を図る場合の進め方を例示したものです。

資料35ページ目をご覧ください。まず「①相談機能の充実について」です。

国の具体例から、緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握・登録に向けて、本市においてどのように進めるかを例示しています。

資料36ページ目は、「②緊急時の受入れ・対応機能の充実について」です。

相談機能で把握した緊急時の支援が見込めない世帯の情報を活用し、緊急時の受入

れについての検討を行います。緊急時の受入れについては、障害福祉サービスの利用・やむを得ない措置・緊急一時保護など複数の制度で対応しているため、これらの考え方を整理する方法が考えられます。

資料 37 ページ目は、「③体験の機会・場について」です。

国の具体例にプラスして、本市においては緊急時の受入れが必要となりうる方が事前に宿泊を伴うサービスを利用する場合についても、体験の機会・場機能の充足と考えます。特に、短期入所の支給決定を受けているものの、全く利用したことのない方もいらっしゃると思いますので、体験的な利用に向けた検討には、地域部会の活用が有効だと考えられます。

資料 38 ページ目は、「④専門的人材の確保・養成」についてです。

本市においては、すでに各種の研修を実施しておりますが、改めて研修へのニーズ把握を行うことは有意義だと思われれます。また、想定される手順②人材確保について及び③共同生活援助運営費補助事業は実施中の事業となりますが、これらの事業も人材の確保・養成の役割を果たしているものと考えております。

資料 39 ページ目は、「⑤地域の体制づくり」についてです。

先ほど説明させていただいたとおり、地域部会を地域の体制づくりの中心に、ほか4つの機能の充実を図って参りたいと考えております。

続いて、資料 40 ページ目です。

8月の相談支援部会においては、地域生活支援拠点の加算に関するご質問もいただきました。法定サービス事業所には人員や支援内容に応じた各種の加算が存在しますが、その中で地域生活支援拠点等として活動をしていることが取得要件となる加算がございます。資料に例示で5つ挙げております。

これらの加算については、各市町村で地域生活支援拠点等であると位置付けられているかによって取得の可否が変わるため、市として今後整備の検討をしていくものです。

続いて資料 41 ページ目です。

正式なものはまた改めてご説明いたしますが、さいたま市では地域生活支援拠点として複数の機能を分担して拠点機能を担う面的整備型としての整備を考えております。地域生活支援拠点においては、地域課題の把握や、支援者間の協力体制の確保等が必要となってくることから、区の地域部会に参画していることを要件として進めることを検討しております。

詳細につきましては他市町村の事例を参考としながら検討を行うつもりですが、予定として本協議会でご報告させていただきました。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。それでは地域生活支援拠点について、ご意見ご質問等

ある方よろしくお願いいいたします。

確か前回、この事業はどうしてもあやふやさがあるので市の考え方を周知していこうということでした。そのために今回整理をしていただいているのですが、区の支援課をはじめとする行政内部である程度イメージを統一していただかないと、相談に行く事業者も困ってしまうので、支援課長会議や係長会議を活用してイメージの共有化を図っていただければということになっていたかと思います。その辺りは、今回を受けてやっていただく流れ、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

確かにそのようなご指摘をいただいたことは存じ上げておりますので、この協議会でお話をさせていただいた上で、各区支援課と情報の共有を図って参りたいと考えております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

各支援課も、急に事業者から相談があっても何の話か分からなくなってしまうので、ぜひそのあたりの周知をしっかりお願いできればと思います。

先にお話しさせていただいてすみません。ではいかがでしょうか。とても大事な事業だと思うのですが。

(三石委員)

地域生活支援拠点の中の、地域部会に関して確認をさせていただければと思います。地域生活支援拠点の四つの機能を区で面的整備していくということとあわせて、地域部会が区ごとで果たしていく役割というのは、今後とても重要になってくるかなと改めて今日の説明を聞いて思ったところです。

今、区の支援課への説明という話も出たかと思うのですが、区ごとの特性に応じた地域部会とともに、全市的な差異が区ごとに起きないようにするという意味でも、地域部会としての基本的な指針なのか要綱なのか、何かそういったものを出された方が、意識の差異なく進められるかなと思いました。指針や要綱作成の検討がなされているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

区ごとの独自性は大切だけどその前にまずスタンダードをしっかり定めた上での独自性ではないかというご指摘かと思います。事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

地域部会の標準的な指針的なものについてですが、これは非常に事務局としまして、今、色々検討をさせていただいているところでございます。

まず、岩槻区で地域部会がスタートしました。また先日、中央区で地域部会の準備会のようなものがスタートしたことを確認させていただいております。

各区それぞれが持つ悩みや課題が異なっていて、或いはそれによって集まるメンバーも様々バリエーションが考えられる中で、全区で共有化を図れるツールのようなものにつきましては、進めさせていただきたいと思っております。ただし、それが要綱等になるかどうかにつきましては、今後の課題とさせていただければと考えているところです。

(三石委員)

地域の社会資源の特徴とか、様々な区ごとの特性があるけれども、何か一定の基本軸というか、柱となるものが具体的に示されていくということも、地域部会をより活性化させていくためには大事かなと思うので、相談支援の専門部会とか、各地域部会の取り組みの傾向を見ながらも、そういった指針作りみたいなことを検討していただくと良いかなと思ったところです。

まだ検討の余地があるということだったので、また必要があれば意見など提案させていただければと思います。

(遅塚会長)

要綱であるかどうかはともかくとして、10区にそれぞれ満遍なく進めていくということであれば、根幹の部分を実務側と事業者側と、皆が共有していないといけない。バラバラになってしまって、区あって市なしと言われてしまうような状況になっては困るので、これからスタートする分野だけに、そういう進め方をさせていただければ良い事業展開ができると思うので、三石委員のご提案のように、ぜひお考えいただければと思います。

(内田委員)

基本的に指針が何かで最低ラインを確保する部分がありつつ、岩槻がモデルになってきていますので、例えば生活支援センターに基幹を付けてどうするというモデルがあまり硬直化すると、他区だと厳しいところもあると思うので、その辺の柔軟性を持たせて欲しいと思います。

それから、面的整備は良いとは思いますが、これもやはり区によっては微妙なところがおそらくある。区によってかなり社会資源の偏りが見えたりもしますのでね。もちろんベースをきっちり押さえないとどんどん崩れていくので、そこはそこできちっ

とやりながらも少し柔軟性を持たせていくこと。

それから、例えば特殊な支援に関して言えば、本当に人口に対してそれほど社会資源が多くないので、他区の人には他区のサービスを使えないとなってしまうとどうにもならない世界なので、区ごとの部分とさいたま市全体と連携を取る部分で柔軟性を持たせること。

あとはもう最近議論にならないけれども、130万人の町ですから、これを3つか4つのエリアに分けてもいいのかなとか、そういうシステムとしての整備をしていくこと。

先ほど言ったように、最低ラインだけは絶対崩さず、最終的には本庁が音頭取りをする、仕組みとしてはそこをきっちりした方が良いかなと思います。

(遅塚会長)

ご提案ということだと思いますが、自分的に凄くこれから決めていかないといけないポイントだなと思ったのが、事務局のご説明にもありましたけれど、区の中で頑張らないといけない部分と、区だけでは絶対できないことがこの事業の中には織り込まれています。

そうすると今の内田委員のご意見は、区の中で完結しないものは全市或いはいくつかの区で相談する必要がある。例えば入所施設がない区で緊急に保護するときどうするかとか、医療的資源も区ごとにバラバラですから。

今の事務局の説明だと地域部会があって基幹があって、それと絡ませて展開しているということだけれど、それだけだと完結しないでしょうということ。極端に言うと、各区に基幹ができて各区に地域部会ができて、最終的にそれらを調整する部分が必要ではないかというご指摘かと思うのですが、事務局どうでしょうか。

(事務局)

今の段階では、まずはできるところから始めるということで、やらせていただいておりますが、地域部会を今後増やしていくにあたって、当然ながら副作用として、どうやってまとめて各区に跨る課題を調整していくのかということも出てくると思います。どこかでまとめる機能が必要であるということについて、今後の検討に入ってくると考えております。

(遅塚会長)

地域部会の、市単位の取りまとめはまさしくこの場になるので、この場でそんなに緊急な具体的な話ができるはずもないですから、地域部会の事務局、地域生活支援拠点の事務局という位置付けは、おそらく相談支援事業所で。普通だったら基幹の委託先になるかもしれないですが、相談支援のどこかのセクションが請負うことになる。極端に言うと基幹の基幹みたいな。



今の体制だと、相談支援事業所の全体の取りまとめ的な役割は中央区が担うんでしようかね。なかなか歴史もあるので、一律には決めがたいとは思いますが、何らかの形で調整機能を盛り込んでいかないと、行き詰まる危険があるだろうなとすごく強く感じます。

それから、もっと目先の話で、岩槻区が地域生活支援拠点も含めて今年度中にすでにスタートとなった場合に、他区のケースはどうなるのか、調整の話はもうすでに始まってしまいう話ですよ。たまたま岩槻区は入所施設の数が多いから、あまり表面には出てこないかもしれないけれど、本来同じ問題を内包していると思うので、現実が先に出てきてしまうかもしれない部分だなという危機感を持っています。

(加藤委員)

利用者としては、支援センターとか色々な所があっても、困っている人が使えないというのが今一番の問題。

例えば、すごく重度の高度障害の子が、「ショートステイでは扱ってもらえないんだよねうちの子」という話があります。ショートステイは大体1人で見る人が多いじゃないですか。やはりここに加配を付けないと。とても3人じゃないと見られないなというお子さんがいるんですね。夜中にずっと起きているとか。この地域生活支援拠点というのは、本当に最後の拠り所なので、その辺をすごくお願いしたいと思います。

出来たけれども、一番困っている人が使えないということだと本当に意味がないのかなと思います。本人たちが伝えていかないから、困っている人がいないということになってしまうのかもしれないですけど、結構そういう話を聞くので、これができる前に、その辺もちょっと検討いただければ良いかなと思います。

(遅塚会長)

福祉施策である以上、一番困っている人に一番支援がないと本来おかしいという、ある意味当たり前の話だと思います。

今のご発言に対して事務局何かあれば、よろしくお願いします。

(事務局)

先ほど、地域生活支援拠点の中で、地域部会の機能について特に申し上げましたけれども、少なくとも先ほどのショートステイのニーズにつきまして、ショートステイで入らないと困る事情が生じる前に、あらかじめ家族よりももう少し広い範囲で、ある程度ニーズを受けとめられるような体制が作られていて、それがもし地域部会なのであれば、望ましいのではないかなと考えております。そういったニーズにつきましてもなるべく性急な対応でなく進めばと、ショートステイと地域部会との関係につきまして、考えたところでございます。

(遅塚会長)

相談支援部会の委員から、本当に切羽詰まった緊急事態になる前に、早い段階からしっかり把握して少しずつでも手を打てるようにするためには、本来ニーズのある方を把握していく機能をこの拠点事業の中に盛り込まないといけないのではないかというようなご意見がありました。

例えばショートステイした場合に3人付いていないと難しいという話も、ご家族が大変な状況になってショートステイとなると、違う環境に連れてこられたことで不安になって、3人4人で見ないといけなくなるという側面もあると思うので、そういう意味で、予防的に体験をしてもらっておいて、少しでも利用環境に慣れていただくとか。

今まで福祉は割と、ニーズが顕在化してからどう対応するかという手段しかなかったけれど、この拠点事業をうまく生かすことによって、なるべく事前に早目という視点を入れていければというようなお話が出ておりました。

なかなか難しい部分ではありますけども、目標はしっかり持っていったほうがいいと思いますので。

(内田委員)

加藤委員が言ってくれたことと重なりますが、利用する側の視点ってすごく大事ですよ。

利用する側は親御さんとかご本人ですから、そんなに行政の都合やルールについて詳しくないわけです。岩槻でこういう事業が始まりましたと言いながら、じゃあうちの子がと緑区の親御さんが言っても、岩槻でないから…ということが当然起きてきます。これだけ大きな市で全区的に整備するには、当然何年かかかるわけですから。

関係者、事業者、行政の方は、手順を良く分かっています。ところが、本当に厳しいお子さんを抱えてぎりぎり暮らしている人たちにとっては、明日利用しようというような世界なわけです。そうは言っても岩槻区で全区分の緊急を受けられるわけがないですよ。

最終的に全区に整備されるまでの何年かの間、どういう形をとっていくのか、利用する方々にどういうアナウンスをしていくのか。当然、利用する側は毎日が切羽詰まっているから、整備が10年後だとなったらいい加減にしてくれと、そういう反応になってくるわけです。狙った形になるまでの時間を、どういう形に対応するか、そこを上手くやらないといけない。

これは相談の方も同じだと思います。相談の方も、そういう相談が沢山来た時に、次どういう展開をするか考えないといけない。これだけの人口を抱えて、正直あまり社会資源がない中でやっているわけですから、相談の方々も、毎日尻に火が付いている状態だと思うんです。あと3年お待ちくださいとか、その間はこういう対応しますとか、そういうところも一緒に考えていただくと現実的かなと思います。

(遅塚会長)

地域生活支援拠点が整備される前であっても、困った人が来れば受けとめるしかないですからね。個々のニーズがあれば何とかするしかないわけで。

拠点があることによってなるべく円滑に進むようになりたいということであって、拠点がないから支援が受けられないというのは許されない話ですからね。

(事務局)

先ほどの規定の話に少し絡める形になりますけれども、今、良くも悪くも、各区でやらなければいけないという規定があるというわけではございませんので、基本的には行政区単位で地域部会は行っていくということでございますけれど、行政区の中の担い手の負担の可能な範囲で、他区の事業所の利用や、或いは他区で何か困難なケースがあった時に、柔軟にお話を聞いていただければと考えております。

また、先ほどの入所の話ですが、その区に入所施設が必ずあるとは限りませんので、例えば、岩槻区で発生したニーズについて、他の入所施設にご協力いただくようなこともあるかもしれませんから、他の区の入所施設の職員の方にも、オブザーバーという形になるか分かりませんが、可能な範囲で地域部会に参加していただきまして、ここ何年か、地域部会の数が増えていくまでの間は、柔軟な対応で乗り切ることができればと考えております。

(遅塚会長)

地域の福祉に関することですから地域部会と絡むのは当然だし、地域部会を回している立場で、基幹とも関係してくるのは当然という流れにはなっていますが、他区の話や色々な調整の話が入ってくると、本来の地域部会や基幹の役割より多い役割を、今回新たに付加されてきたなという印象が結構あります。地域生活支援拠点事業をするのであれば、事務局的な役割部分は基幹の範囲からややみ出している部分もできているなという気はいたします。

(長岡委員)

面的整備という形で進めていく、その中で地域部会が大きな要になっていくというお話でしたけれど、相談支援部会やワーキングの場で私が度々発言していたとおり、面的整備というのは、さいたま市はどこの区でもサービスが絶対的に少ないという前提があって、そこをネットワークでカバーするという発想なんです、事業所の立場としては。

拠点になって、今まで受けられなかった方達を事業所が受けられるかと言ったら、今のままで拠点事業という名前が乗っただけでは現実的には無理ですよ。41ページの資料の、先程事務局が話していた、参画することが条件というあたりをもう1回

説明して欲しいなと思います。

複数の機能を分担した体制を作って、それを地域部会として役割を担うという表現をされていますが、緊急時に、やむを得ない措置のような本当に行政の権限でないと実施できないようなサービスは、地域部会では絶対できないですよ。それとも、地域部会の中にそれだけの権限や決裁できるような形を盛り込むのか、それも現実的ではないと思いますので、そのところを事業所の立場としては、はっきり確認させていただきたいです。

34 ページに戻ります。地域部会の強みを活用して最大限色々なことができると思いますが、この事業を進めていった時に、例えば地域部会の運営に行き詰まったときの責任は、区役所なのか本庁なのか、それとも基幹の担い手である支援センターなのか、この図では全然見えない。三石委員が冒頭でお話しされたように、指針なり要綱なりが絶対必要だと私も思っているんですけど、多分指針は全然縛りがありませんよね。どうなんでしょうか。

例えば、区によって違うから一本筋を通そう、というための指針であれば分かりますが、支援課の中で人が変わる度に方針が変わるといような状況があるとしたら、多分指針では駄目なんじゃないですか。課長が変わったので、それまで良いと言っていたことが駄目になりました、ということがないとは限らないのではと思っているので、市の名前の要綱の中で、責任の所在等を明確にする必要がある。

変な話ですが、緊急性のある方のやむを得ない措置や虐待の介入など、相当強い行政的な動きが必要なものと地域部会の機能は、線を切り分けていかないといけないと思いますし。岩槻の拠点の説明も、この前の相談支援部会で初めてお聞きしたくらいなので、必要なところは協議していただければと思います。

(遅塚会長)

非常に重要なご指摘かつ痛いご指摘も多々あったようです。

ただ、要綱になっていなくても、市として何らかの形で正式に出したものであれば、別に効力がないわけではないですよ。区役所支援課と本庁の関係は、いわゆる民間事業者のような関係ではないわけだから、禁止されていなければ合法というようなことを言われる立場ではないのでしょうか、確かに現場的にそういう心配が濃厚にあるということは現実なので、いかがでしょうか。

(事務局)

今のお話の前段に、区外の施設の話があったと思います。例えば、岩槻区に地域部会がある中で、他の区に入所施設があったときに、その関係はどうするのか、そこで地域部会に参加することが条件となるとどうなるのかという話が前段にあったと思うので、まずそちらについて少しお話しします。

今の段階で検討していることを申し上げますと、先ほど申したとおり、入所機能につきましては必ずしも各区にありませんので、色々な生活上の課題を抱えて困難なことが起こりうる方々についての検討の中で、その受入れをどこが担うのかという課題がおそらく出てきます。現実的には、必ずしも区内の事業者だけで収めることができない場合もあると思いますので、そういったときに、仮にオブザーバーのような形で参加をしていることが、地域部会の参加という見方もできないだろうかと事務局で検討させていただいているところです。

ですので、地域部会について、地域内で全て完結すると決めてしまいますと、非常に運用しにくい部分が出てくるのではないかと考えております。そのあたりは今後、実際に取り組みをしながら、具体的な検討を進めさせていただければと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2つ目の、要綱にする必要があるのではないかとのご指摘でございますけれども、会長がおっしゃったように、指針になるか要綱になるか分かりませんが、障害支援課と各区支援課との間の共有ツールとして何か明文化したものがあれば、仮に人事異動があっても変わることはないと考えております。方法につきましては、今後も検討させていただきたいと思いますのでご理解よろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

現実的に考えると、全部が全部要綱にはできないかと思えますけれど、ただ紙がないと駄目ですよ。口頭だと絶対グズグズになってしまうから、形式はともかく、紙の形で共通理解を図るように考えていただければと思います。

(長岡委員)

要綱に関しての部分は、了解をしました。

一番気になっているのは、先ほどもお話したように、例えば緊急性が高い案件がある時です。地域部会の位置付けすら、本庁と区の役割や責任が不明確ですし、緊急時には地域部会では太刀打ちできないのではないかと考えています。

相談支援部会でも話したように、事前にリスクのある方を拾い上げて手を打ちましようというのは、地域部会が非常に有効に機能するのではないかという気がしますが、いざ緊急事態に動くのは地域部会ではないですよ。障害のある方たちがたくさんいて、やはり地域部会や拠点が担える部分というのは、全てを網羅しているわけではないと思うんですよ。線引きが良く分からないまま話をしていくと、もやががかる。

私としては、最初の段階で、本庁や区役所の責任や役割や機能が、34 ページの図にももう少しクリアに出てくるような進め方を希望したいと思います。あくまでも、地域部会というのは遅い活動だと思うんです。利用者の方の声を、相談の事業所や実際にサービスを提供している事業所からコツコツ拾い上げていって、それをこの本協議会に

繋いで、そこで政策的な部分を協議していくような使い方というイメージです。

拠点というものがどんな形になるか分かりませんが、まして面的整備の拠点というものが直接のサービスを提供しているわけじゃないですよ。だから実際にはそのサービスの提供側はまた別のところにいるわけで、そこの繋がり方をはっきりしていく必要があるのではないかと思います。

(遅塚会長)

地域部会は長岡委員のご発言にあったとおり、体制作りを上手く進めるための仕掛けなので、直接支援をするものではないですからね。

面的整備で、必要なサービスを色々なところをお願いするとなると、相談支援の仕事とほぼイコールになってくるので、おそらく生活支援センター受託事業所か或いは基幹の受託事業所あたりが、地域生活支援拠点の受け皿の事務局的な意味で委託先か何かになる。緊急時では対応の核になってもらうとか、具体的に動く人間がそこについていないと、そもそも全然意味がなくなってしまいますよね。

特に長岡委員がお気になさっていた部分は、やはり行政の本来責任をしっかりクリアにしてくれということと、緊急ケースの場合や虐待絡みなど、行政でない、他の機関にはできない部分もあるということですね。それらをクリアにしてスタートしてほしいというお話ではないかと思います。

(事務局)

課長の西淵です。

長岡委員に色々ご心配いただいていると思うのですが、あくまでも行政による措置の部分、地域部会や拠点に求めるというような考えはございません。

契約という部分で、いわゆる福祉サービスの利用の中で何とかしのげるといった場合には、事業者にご尽力を賜る機会はあるかと思いますが、緊急事態の措置ということであれば、当然これは行政が行うべきものです。そのところは承知しておりますので、ご安心いただければと思います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。そういうお話を、どこかで文書に残していただければ、ということになるかと思います。

先ほどの事務局のご説明で、「地域部会に参画していること」というようなお話がありましたけれど、要するに加算の根拠の話と一緒に、お話をされているのかなと思ったのですが、加算をつけるためにはこの地域生活支援拠点事業に何らかの形で関わらないといけないから、加算をつけてあげるための根拠として、地域部会に参画していることをこの事業に関わっている目安にしようという考えを踏まえたご発言なのかと思

います。

ただ、お話を聞いて思ったのは、市内の全部の事業者が地域部会に顔を出していないといざという時に加算を付けられないというのは現実的じゃないですよ。お金が絡む話なので、行政としてはどこかに基準がないといけないというのは理解ができるので、この場で結論が出る話ではないですけど整理していかないといけないと思うのでよろしくお願いします。

(山口委員)

社会福祉法人いーはと一ぶの山口です。今まで、分からないうちは、緊急時に地域部会で何とかしてくれるんだと期待しちゃっていましたが、今日やっと、少しイメージが分かってきました。

重度の強度行動障害の方や医療的ケアの方など本当に困っている人が支援に辿り着かない。本当に大変な家庭がいざという時に使えるように体験しましょうとどんなに言っても、そういうタイプの方達は、うちの子を預けると迷惑かけるからとか医療的ケアはどこも受け入れてくれないからと言います。

その保護者の方たちを育てていくための、施設整備、サービス事業が足りないので、どんなに言っても崖っぷちまでいかない限り動けないというのが現状ですね。

それから、ネットワークには意外と皆さん積極的に繋がってくれるけれど、何かの時にショートでお願いしたいと言った場合には、9割9分ぐらいは無理ですとみんな言うと思います。現実的に、ショートや日中や共同生活でも、気持ちは分かるけれど、また、勉強会も参加したいし協力もしたいけれども、いざという時には加算欲しさであっても、体制的にできない状態があります。人材の質が低いことや、毎日が死活問題のように生きていることで、余裕がなくて協力体制ができない。

地域生活支援拠点、地域部会ができることに期待はしていますが、実際に今まで緊急事態は何回もありました。そういう時には行政の措置ではなく、親同士で受け止めたり施設で親の仕事が終わるまで預かったりしてきました。どれだけそういうことをしてきたか、地域部会で事例を受け止めて、事業所の力量を上げるためにはどうしたら良いかコツコツ考えていけばいいんだと少し分かりました。

どんなに地域部会を作っても、質を高めていかなければ、または、必要な人たちの心を動かしていくような活動をしていかなければ、虚しい地域部会になるだろうと予想しています。

(遅塚会長)

確かに、どこの事業所も体力ぎりぎりのところでやっておられるので、余裕は一つもない。いわゆる支援困難事例は1人ではとても背負えないことも当然分かっているわけです。

昔はよく地域ケア会議とか地域調整会議とかサービス調整会議に呼ばれていましたけれど、1つの事業所で背負っていくには、自分の所の普段の利用者さんなど限定した方でないと無理なので、それをある程度地域で考えていくためには、それぞれの機関がどのくらいだったら、余裕のない中で少しずつでも提供できるか、そういう話し合いができる場がないと、おそらく特定の事業者に集中してしまうということがいつまでも続くだろうということです。そういう会議を作っていないと、というのがそもそも歴史的には、この協議会が出来てきたベースにあったと思うんです。

支援のための会議だと呼ばれると、ここに出たら絶対何かやらされるから出たら危ないと少し思ってしまう。そうではなくて、ある程度集まることは前提にした上で、こういう事例が今起こっているので、週1日だったらうちは何とかするけど2日以上は無理だとか、そういう事業者でも沢山集まれば何とかできる部分もあるかもしれない。確かにどうしてもできない部分もありますけれど、このようなことを地域ごとにまとまって考えていこうというのが、そもそもの出発点だったのだらうなとは思っています。それが現実の制度化された協議会の中でどのくらいできるのかというのは確かに色々疑問があるけれど。

山口委員の所みたいに、支援してくれるからと言って全部お願いすると、無理なところをさらに踏み越えて支援するようなことになってしまうから、せめて、1つのところに大幅に踏み越えていただくのではなく、多くのところがちょっとずつ踏み越えられるような地域ができれば少しは良いのではないか、というのが目指している形なのかなと個人的な感想を持っています。

(事務局)

地域部会は、作ることもそうですけれども、その中の取り組みを伸ばすことがより重要なのかなと考えておりました、実際に始まった後、責任がある所に偏るための部会なのではなくて、それぞれが少しずつ責任分担し合えるような場であってほしいと考えているところでございます。

(遅塚会長)

そういう話し合いをする場を運営するためには、自分の所でもある程度背負う覚悟がある所が声かけ役にならないと誰も言うこと聞いてくれない、難しいですね。

色々重要な視点をご提供いただきました。時間が大分経ってきたのでそろそろ次に移りたいと思いますが、他にご意見ご質問ありますでしょうか。

(長岡委員)

1回目の本協議会で遅塚会長も仰っていたと思いますが、やっぱり一つ一つの機能をきちんと作ろうと思ったら、現状にプラスアルファの努力だけでは厳しいと思うの



で、何らかの形で、有効なお金の付け方も本当に積極的に考えていただければと思います。

国が何年か前から言っている地域共生社会も、結局は公助の前の共助という言い方をされていて、私たちは警戒しているわけですが、今は地域の中でネットワークがどんどん活発になっていって、そのネットワークでカバーできる部分というのは、どの地域もそれはそれで大切だと思います。

ただ、来年度の報酬改定で、拠点の部分の進捗状況が遅いという見込みから、確か報酬を厚くしたはずなので、そういうものと組み合わせ、非常に現実的な検討が必要なのではないかと思うのでよろしく申し上げます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。後の議題の話になりますが、この事業は障害者総合支援計画上の位置付けとしてはどう書かれているんでしょう。

(事務局)

議題5資料の111ページをご覧ください。

(遅塚会長)

とても文意の読み取りづらい国の文章ですが、とりあえず1つ作ることが最低条件として設定されていて、その上で、作ったところに関しては年1回以上検証検討する、この2つが最低ラインとして設定されているという見方でよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(遅塚会長)

2つ目以降、10区に渡って作っていくことについては明確に示されていなくて、1つあればOK、それ以上どれくらい増やすかというところに関しては上積みの部分であるという見方ですね、市の計画上では。

障害支援課としては、市内満遍なくやっていくために各区に整備していきたいという考え方をされていて、計画は計画、課は課、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(遅塚会長)

ありがとうございます。将来のことに関係しますからね。

では他にいかがでしょうか。

それでは次の議題、日中サービス支援型グループホームについてでございます。これにつきましても、事務局からご説明よろしくお願いいたします。

(事務局)

続いて、議題3「日中サービス支援型グループホームについて」ご説明いたします。

資料42ページをご覧ください。

日中サービス支援型のグループホームについては、地域に開かれたサービスとすることによりサービスの質の確保を図る観点から協議会の場へ運営状況の報告等を定期的に行う必要があります。また、指定権者が必要と認める場合は、事業開始前に協議会に対して、活動内容等の説明を求めることができるものです。

さいたま市でも既に2事業所が日中サービス支援型グループホームの運営を始めており、また今後日中サービス支援型グループホームの申請件数が増加することも考えられますので、今後に向けて協議会への説明等について整理しようと考えております。

本日はその整理するにあたっての要点を説明させていただき、次回の協議会から適用させていただきたいと考えております。資料43ページをご覧ください。

今後の流れのうち、ポイントは①運営法人からの説明を書面で行うことも可能にすること、②協議会への説明を行う時期を定めること、の2点となります。

続いて、資料44ページです。まず、①運営法人からの説明を書面で行うことも可能とすることについてお話いたします。

新規参入の法人等は今までどおり協議会の場での説明を行うことを想定しておりますが、既に指定を受けている法人が新たに指定を受ける場合や、事業の運営が安定し、報告内容がほぼ変わらない場合等、協議会の場での口頭説明を要しないことも想定されると考えられます。

つきましては、今後はまず運営法人からの説明資料をご確認いただき、その上で事務局の方へ説明が必要とご回答いただいた際には運営法人に対し協議会の場で委員の皆様へのご説明を行うよう依頼する形を考えております。

続いて、資料45ページです。②協議会への説明時期についてご説明いたします。

国の基準では、運営後最低年1回の協議会への報告を行うことが義務づけられており、また指定権者が必要と判断した際には指定前の事前説明を求めることができるとされております。

さいたま市では日中サービス支援型グループホームが始まった平成30年度から、運営法人からの事前説明を必須としてきました。

また、基準では指定後は最低年1回の実績報告が謳われておりますが、これについて

も指定した直後の運営状況は特に把握を要することから、指定後半年を目安に報告することを考えております。また、指定半年後の協議会での意見を踏まえた運営状況を確認するため、2回目の実績報告についても1回目の実績報告から1年後ではなく、半年後を目安とし、3回目以降は運営の安定化が図れるものとして年一回の報告を考えております。

先ほどの書面での説明を可能とすること、説明時期を要点として今後整理を進めてまいります。この運用については次回協議会からの運用開始を考えておりますのでご承知おき下さいますようお願いいたします。また、この場でご意見等いただければと思います。

(遅塚会長)

これから数も増えていくことだし、全部が全部協議会に呼んで直接説明となると厳しいので、ある程度安心できそうなところについては書面でもできるようにしましょうということと、国が最低1年に1回と示しているところを、少なくともオープンの際には半年おきにしましょうということ、そういうご説明であったと思います。

どうでしょうか。この件についてご意見、ご質問ございましたらよろしく願います。

言わずもがなですけれど、日中サービス支援型グループホームは24時間いる人が結構いて、しかも職員も少数だったり、変則勤務だから一度にいる職員が全部の職員ではなかったりして、あまり不信感を持って見ははいけないですが、昨今の虐待ケースや不適切な支援が起こってしまうリスクはやはり高い運営かと思います。

利用者のことを考えると、昼間別のところに行く前提の普通のグループホームよりも、なるべくしっかり見ていこうということで、こういう決め方になっているわけです。

(長岡委員)

確定の話ではないですが、報酬改定で、支援区分に応じて報酬がつくという案が国から出されていて、おそらく平均支援区分が低い事業所は運営的にかなり厳しくなる可能性が見えていると思います。

運営的に厳しくて撤退する事業所が現れたら、放デイや就労系の事業所でも当事者への影響は大きいのに、暮らしの場がなくなるなんていうことがあったり、撤退ではないとしても経営的な理由でホームにいられなくなるような事案が出たりしたら、とんでもないことだと思うんです。たまたま日中サービス支援型グループホームが、今回の報酬改定のターゲットにされているのかと思うんですけれど。

報酬改定で大きく変わることが予想されていますから、来春以降は指定後の期間だけではなくて、こまめな確認、状況把握を想定しておいても良いのかなと思いましたので、意見としてお話ししました。

(遅塚会長)

運営を見に行っても、なかなか経営上の判断は分からないものですよね。

株式会社が設置主体になっていると、赤字だと縮小したいとか撤退したいという話が出てくる可能性は当然あるし、そこで利用者が路頭に迷う話になっては絶対いけないので、行政的な対応は何か可能なんですか。

設置基準が条例だから、そこに撤退の際の案件を付けてしまうとか、何かやり方はあるんでしょうか。

(事務局)

それは日中サービス支援型グループホームに限らず、他の事業所でも起こり得ることでございまして、そういったことをなるべく防ぐためにも、日頃の施設指導や監査関係課との連携で、小さいところから把握できるように努めることが大事なのかなと考えているところです。

(遅塚会長)

確かに、他の事業所と共通と言えば共通だけれど、居住系のところは撤退された時の痛手が大きいですね。

長岡委員もおっしゃいましたが、経営的な理由でいられなくなる、要するに支援区分の低い人が居づらくなって追い出されるようなことが運営上起こったら、それは由々しき事ですよ。そういう部分は普通の指導や監査の指導で察知できる部分なので、そういうことだけは絶対あってはいけないと、厳しく見守っていただければありがたいと思います。

では、次に移ります。障害者生活支援センター運営法人選定についてでございます。こちらについても、事務局からご説明をよろしくお願いします。

(事務局)

はい、議題4「障害者生活支援センター運営法人選定について」ご説明いたします。資料46ページをご覧ください。

本年10月以降の障害者生活支援センター運営につきましては、プロポーザルを経た法人との契約を行うこととして準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症関連対策等のため、プロポーザル実施を半年間延期しておりました。

その間、状況を注視しておりましたが、このたび、半年間後ろ倒しで11月4日にプロポーザルの告示を行いました。公募の概要について、順次ご説明を申し上げます。

まず、公募対象ですが、すべての支援センターについてプロポーザルを実施いたします。

公募期間は、11月4日から12月3日としております。提案書の提出締め切りは12

月3日となります。締め切り後に採点や契約手続きを行い、来年1月以降に契約を行う予定です。運営事業者に変更が生じた場合は、契約後速やかに3月末までに引継ぎを進めたいと考えております。

続いて、公募要件は公示日時点で1年以上相談支援事業所を継続して運営する法人としております。市内の相談支援事業所を運営する法人のほとんどは提案が可能です。

続いて、プロポーザル実施の考え方です。基本的には従来どおりの体制を維持しており、センター数や利用対象者の変更等は行っておりません。なお、今後基幹相談支援センターの設置箇所の増加を目指すことから、すべての提案者に対して地域づくり等、基幹相談支援センター業務に関する提案を求めています。

最後に、履行期間についてです。これまで、障害者生活支援センターの契約については、単年度の契約を継続して参りましたが、今回プロポーザルに基づく計約履行期間は令和3年度から令和6年度までの4年間としています。これは、複数年契約が利用者・地域の関係機関との安定的な関係構築等に資するものと考えられることから、従来からの変更を行ったものです。

議題4「障害者生活支援センター運営法人選定について」の説明は以上です。

(遅塚会長)

前からご説明があった事項で、半年遅れになったということかと思いますが、これについてご質問、ご意見いかがでしょうか。

もともと、4月が難しく、10月を区切りとすることになっていたと思うのですが、今回は4月でも、前回支障があった部分は大丈夫なんでしょうか。

(事務局)

前回の、4月だと性急な状態になるということに関しては、半年間後ろ倒しになったことで解消したと考えております。

(遅塚会長)

契約手続きの決裁の流れの関係で、4月が厳しいのかと勝手に思っていました。誤解であれば良かったです。他にどうでしょうか。

(長岡委員)

プロポーザルとは少し違う話かもしれませんが、質問です。うちの法人も相談を受託している関係で南区の件をお聞きしていて、色々なご事情があるのかもしれないのですが、基幹の要件や適格性を踏まえて経過等のお話を伺いたいと思っています。

(遅塚会長)

先ほどのご説明にあったのは、支援センターの委託先の公募の話ですが、基幹センターの委託先は本来的には随意契約ですか。公募ではないですね。

(事務局)

今回は、既に設置されている区的生活支援センターに紐づけて、セットで契約という形にさせていただいております。

セットというのは、現在、岩槻区、中央区、南区にすでに基幹相談支援センターが設置されているので、その対象区分の障害者生活支援センターを受託する法人に、併せて基幹相談支援センターを受託していただくような内容ということです。

(遅塚会長)

支援センターと基幹が一緒の契約になるということですか。

(事務局)

今回のプロポーザルの公募要項では、そのような位置付けになっております。

(遅塚会長)

なるほど。3区の募集分については、手を挙げる書類の中に、基幹に関するものも一緒に入っているということですね。

(事務局)

3区分につきましては、現に公募する内容として、提案書を出していただくことになっております。

(遅塚会長)

他の区については、将来基幹をできるかどうかの適性を見るようなものを入れてあるということですね。

(事務局)

おっしゃるとおりです。今後、基幹相談支援センターを増加させることを考えているので、仮に基幹を受託した場合には、どのように考えているかというものを提案していただくという考え方です。

(遅塚会長)

セットということは、やはり基幹部分についても支援センターと一緒にやりたいと

ということで、手を挙げる部分で一緒に入っているということですよ。

(事務局)

はい。公募要項上は、障害者生活支援センターの応募とあわせて、基幹相談支援センターを応募できるようになっております。

(遅塚会長)

なるほど。形式的に考えれば、例えば今までやっていたところでも、支援センターも基幹も手を挙げませんとか、或いは支援センター部分だけやるけれど基幹は手を挙げませんというような選択も可能だという形になっているわけですよ。

(事務局)

そのあたりは公募要項の中で、好きな区分だけを選ぶということではなくて、基幹相談支援センターが区分に書いてある区でしたら、併せて応募することになっております。

(遅塚会長)

仕組みが分かりました、ありがとうございます。

要するに、基幹がある3区については、基幹を含めて手を挙げるか、全く手を挙げないか、どちらかということですね。

そうすると今まで受託しているところが手を挙げないかもしれないという状況が、あってもおかしくはない。ただこのあたりはもう協議会で話すことではないですね。どこが手を挙げているとかいないとか、事務局も立場上言えないでしょうし。

ただ、そういうようなことがあっても良いのかと長岡委員はおっしゃりたかったのではないかと。

(長岡委員)

私も分かりにくくて。例えば、南区には二つの事業所があるじゃないですか。他の区では基幹付きのプロポーザルの募集になりますが、南区もそういう形になるということですか。

(事務局)

南区につきましては、公募区分が二つございます。

公募区分の細かいことを説明すると難しくなるんですけども、現に南区に2ヶ所障害者生活支援センターがあるので、委託料の総額等も勘案して、応募する役割を配分させていただいているところです。

障害者生活支援センターが2ヶ所あって、1ヶ所だけに基幹やその他の役割等を集めたり、或いは少なすぎたりすると、片方にもものすごく負担がかかることも考えられますから、例えば、基幹と権利擁護支援員を分けて負担の分散化するなど、事務局で諮らせていただいた上で公募要項に載せております。

(遅塚会長)

そうすると、南区だけ南区Aと南区Bの募集があるというイメージですか。

(事務局)

はい。

(内田委員)

今後も、生活支援センターと基幹をセットにするのがスタンダードになるんですか。つまり、委託法人や団体は、今後も1つのところが両方を受託していくという形ですか。今後基幹を各区に付けていく流れの中で、別の団体である法人が別々に受託することはあり得ないという考え方なのでしょうか。

(事務局)

基本的に、今の障害者生活支援センターの設置要綱の考え方からいきますと、基幹相談支援センターを単独で受けるという考え方には立っておりませんので、あくまで障害者生活支援センターを受けている法人が基幹相談支援センターとしての委託も受ける、というような仕組みになっております。

(遅塚会長)

業務が本当は別なので、切り分けることも理論的にはできるけれど、運営を考えるとセットでやっている方がすっきりはすると思うんですね。今そういう考え方で、市も公募されておられるということです。

他にご意見ご質問ありますでしょうか。

(三石委員)

プロポーザルの説明に関しては十分なのですが、改めて確認です。委託期間が令和7年3月31日で複数年契約なので、ここで一旦切れてまたもう一度プロポーザルを行うということによろしいでしょうか。

その時には、基幹の状況も変わっているんですけども、基本的にはプロポーザルをやるという方向ですか。



(事務局)

今回おおよそ5年の、新型コロナウイルスの関連で4年間になりましたけれども、複数年契約という形をとったわけですから、当然令和7年4月1日以降の契約につきましても、プロポーザルのような方式でやるべきではないかという声が挙がると思いますので、現時点ではそのような予定で考えているところです。

(遅塚会長)

ありがとうございます。債務負担行為もしていない先のことについてはこの場で明言できないでしょうけれど。

ただ、今の役所の流れからいうと、随意契約は基本的に駄目だとなっているので、プロポーザルを何とかしてやらせてもらうか、もしくはお金だけで一番安いところに落とすかというどちらかになってしまうわけですね。

この協議会としては、お金が1円でも安ければそこに落としてくれというのは避けたいから、中身をちゃんと審査するためにはプロポーザル方式の方がまだ良いわけですね。そう考えたら、次回もぜひプロポーザルでやっていただくようにご検討くださいと、逆に言うようお願いする立場かもしれないと少し思います。よろしく願いいたします。

では議題5に移ります。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の上石と申します。議題5「次期障害者総合支援計画について」説明させていただきます。

資料は二つご用意しております。分厚いものが議題資料です。それから、「素案完成後に修正した主な箇所について」を参考資料としております。

こちらの方は、先日行ったパブリックコメントの際にご提示した素案がありまして、それ以降に修正した箇所についてまとめたものを参考として付けさせていただいたものですので、後ほどご覧いただけたらと考えております。

それでは改めまして、次期障害者総合支援計画についてご説明をさせていただきます。

本来、本協議会におきましては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画についてご意見をお伺いするところではございますが、本市では障害者総合支援計画として、四つの法令に基づく計画を一体的に策定することとなっておりますので、この計画の全体について説明をさせていただくものでございます。

計画策定に係る流れについてですが、7月の本協議会におきまして素案の概要について委員の皆様にご意見いただき、その後、障害者政策委員会、市民会議の意見等を踏まえまして、素案を作成させていただいたところでございます。こちらの素案につつま

して、9月の市議会に報告いたしまして、その後、10月5日から11月6日にかけて約1ヶ月間パブリックコメントを実施し、広く市民の方からご意見を頂戴したところがございます。なお、パブリックコメントにつきましては現在集計中でして、本日皆様にご報告することが間に合いませんでしたので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは計画案の内容について説明させていただきます。見ていただいでわかり、かなりページのボリュームがあるものですので、本協議会に関連がある箇所や、7月の本協議会から修正した箇所を中心にかいつまんで説明させていただきます。

**【P73 第2章各論 基本目標2 基本施策(1)④療育体制の強化と効果的な支援の推進】**

発達障害児等にかかる初診待ち時間の長期化及び療育センター市西部に偏っている地域偏在を解消するため、新たな療育センターの設置に向けて取り組むこととし、事業内容も網掛け部分の修正をしたところがございます。

**【P81 基本施策(3) 障害者の居住場所の確保】**

グループホームの整備の促進に関しまして、障害者政策委員会委員の皆様をはじめ、市民会議、パブリックコメント等でも、医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームが少ないというご意見を非常に多くいただいております。

本市といたしましても、障害のある方が、その障害種別や程度に関わらず自ら選択した地域で暮らすために、グループホームの整備につきましては大変重要な課題として認識しております。

次期計画におきましても、引き続き国庫補助金を活用したグループホームの整備、特に医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進して参りたいと考えておりますので、こちらの内容について、補足をしているところでございます。

**【P83 基本施策(4) 相談支援体制の充実】**

昨年度実施いたしました本計画の策定に係るアンケート調査におきまして、どこに相談して良いか分からない、相談窓口の数を増やすだけではなく相談窓口に関する周知や質の確保についても取り組んで欲しい、といったご意見を多くいただきました。

次期計画におきましては、国や県等の専門機関や相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、相談支援体制のより一層の充実を図って参りたいと考えております。

**【P84 基本施策(4) ⑦福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実】**

令和2年度からモデル事業として、浦和区役所福祉課内に相談支援包括化推進員を

配置し、福祉の複合的な課題を抱える市民の皆様に対応することを目的として実施している取組でございます。

今後、この取組を市内の全区役所に広げていくと共に、各相談支援機関が情報共有・支援調整を行う場を主催する等の取組を通じて、包括的な支援体制の構築を目指すことといたしております。

#### 【P86 基本施策（５）人材の確保・育成】

障害福祉分野に関わる人材が不足しており定着率が低い、市が補助を出す等、待遇面の改善が必要というご意見や、障害福祉分野で働きたいと思えるよう、もっと仕事の魅力ややりがい等を伝える取組が必要という非常に多くのご意見をいただいているところでございます。

こちらにつきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができませんでしたが、関係機関等と連携し、障害福祉の魅力を発信する就職面談会を実施するなど、障害福祉分野に関わる人材の確保や定着に係る支援について対応を行って参りたいと考えております。

#### 【P110 第３章第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画 数値目標（２）精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築】

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくにあたり、精神病床からの退院率等を数値目標とするのはいかがなものかというご意見もいただいたところでございます。

改めて国の指針等を確認いたしましたところ、こちらについては基本的に都道府県の方で設定する数値目標でありましたので、本市では、モデル事業として行っている訪問支援（アウトリーチ）の事業を通じて蓄積した手法を活かし、各関係機関等との重層的な連携による支援体制の構築を図っていくこととし、素案を修正いたしました。

なお、110 ページの下の表は、参考として埼玉県の数値目標の方を記載しております。

76 ページの「基本施策（２）⑦精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」に事業を掲載し、79 ページの表⑦で、訪問支援事業を市全域に広げて行くことを目指した成果指標を設定しているところでございます。

#### 【P124 表 居住系サービスの実績と見込量】

③施設入所支援の第６期見込量ですが、素案では数字の齟齬がございました。109 ページの表、令和５年度末の施設入所者数目標値 747 人との整合性を図り、124 ページの見込量についても修正いたしました。

#### 【P131 表 精神障害者に対する支援の実績と見込量】

改めて国の基本指針等を見直しまして、「（１）保健・医療・福祉関係者による協議の

場の設置」の中の網掛け部分、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」という項目を追加し、実施回数の見込量を設定いたしました。

【P137 表 地域生活支援事業の実績と見込量】

「(6) 意思疎通支援事業」の中の「手話通訳者設置事業」についても項目を追加し、実績及び見込量を設定いたしました。

本日は、お時間の都合上、説明を大分省略させていただきましたが、これ以外にも表現や表記の統一など、文言の修正を行っております。

今後につきましては、本日皆様からいただくご意見やパブリックコメントでのご意見、今月行われる市民会議や来年1月に行われる政策委員会でのご意見等を踏まえまして、来年2月の計画策定を目指して進めて参りたいと考えております。説明については以上でございます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

大分固まってきた段階ではございますが、自立支援協議会の、数少ない法定の審議事項でございます。

ご意見ご質問ございましたらよろしく願います。

(山口委員)

先ほど長岡委員から、来年度の報酬改定の場合、報酬単価が低いことで軽度の方がはじかれる心配があるのではないかという話を聞きましたが、81 ページの居住場所の確保の項目に「障害の種別や程度にかかわらず」と書いてあるということは、重度も軽度も、程度にかかわらず住まいの確保や支援を行います、ということだと捉えてよろしいですね。

自分の所では医療的ケアの重度の方も受け入れていますが、実際には、虐待を受けて児童養護施設を卒業・卒園した方で、軽度の知的、発達障害で障害者枠の仕事をしているけれど生活がなかなか成り立たない、ということでグループホームを利用されている方が何名かいるんですね。そういう方達のはじかれていくと、将来的に事件に繋がるなという予想がつくんです。

サービスで支えているからこそ、彼らが社会に出たときの一人暮らしの準備ができていると思うので、軽度の方も支援を行うと捉えてよろしいでしょうか。

(事務局)

確かに、重度の方が主な記載になっているところではありますが、お話しいただいたとおり、原則障害の種別や程度にかかわらずということになっておりますので、それを踏まえた上で適切な対応をしていきたいと考えております。

(遅塚会長)

「かかわらず」と言う以上は、軽い人だからダメ、重い人だからダメというところではないところでやっていこうと。

ただ先ほど長岡委員からお話があったように、軽度の人への報酬があまりに引き下げられると、計画の理念として OK でも、事業者としてはなかなか見られなくなってしまいうという危険があるかもしれない、というご指摘を含んだ話だったのかと思います。

(三石委員)

同じくグループホームの整備の促進のところ、重度の方々へのグループホームの整備の促進が盛り込まれて、凄く良かったなと思います。

一方、さいたま市内、見沼区でも民間運営のグループホームがやはり凄く増えていて、例えば、精神障害の人で、症状がすごく悪いわけではないけれども、ちょっと大声を上げてしまったり、症状チックなことを発言したりすると、即刻退去してくださいというようなことが複数のグループホームで結構起きているんですね。精神の方だけではなく知的の方とか、様々な障害の程度のところで。

なので、整備を進めていくのと同時に、私たち地域の関係事業者がやれることもありますし、さいたま市の本庁と協力して、何か質的な部分を常に高められるような方策や取組も必要ではないかなとすごく感じています。

暮らしの場所ですから、やはり明日明後日で退去してくださいとって住居を失うというのは、かなり生活の基盤を揺るがされるので、支援者側、運営側の質の担保ができるような方策も少し盛り込んでいただけるといいかなと思います、提案させていただきました。

(事務局)

私がパブリックコメントの集計担当なのですが、確かにそういったご意見を多くいただいているところでございます。今回の計画の中に入る入らないというのはまた別ですが、今いただいたご意見を今後生かしていきたいと考えております。また教えていただくことも多いかと思いますが、よろしく願いいたします。

(三石委員)

そういった実態があるということを知っていただくだけでも違うので、今後一緒に

考えていけるといいかなと思います。

(遅塚会長)

参入する事業者が、あまりに障害のある方の実態をご存知ない。職員さんもほとんどご存知ない方が入ってきますが、人手不足なので、募集してもなかなか来ないから誰でも来てくれという気持ちで何とか職員の数を合わせているところもあると聞きます。

そういう方々が突然そういう状態に出くわした時にどうしていいか分からなくて、職員の方がパニックになってしまい、退去させてくれという話になってしまう。

職員研修の強化とか、例えばそれぞれの地域部会でグループホームの職員が集まって話ができる場を設定していくとか、市単位・県単位でグループホームの協議会があればそこで努力をしてもらおうとか、色々な方策が福祉サイドでも考えられると思うんです。強制はしづらい部分なので厳しいですけど、利用者から見たらとても影響が大きい部分なので、ぜひ計画上も、可能な限りで表現していただければありがたいと思います。

この議題以外でも、ご意見ご質問いかがでしょうか。

では、本日用意されております議事については以上となります。

事務局から連絡事項等あればよろしく願いいたします。

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

事務連絡をさせていただきます。今年度最後の協議会は3月12日(金)に開催する予定でございます。詳細は協議会が近づいたらご連絡いたしますが、今後も委員の方々のご協力のもと、審議を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、以前メールでご連絡させていただいておりましたが、今年度から委員の皆様には交通費を支給させていただくこととなりました。本日分の交通費を申請される方は、机の上にあります「旅費申請書」のご提出をお願いいたします。後日メールでご提出される方は、帰りに事務局までお声がけください。

事務局からは以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

それでは以上をもちまして第5回さいたま市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方どうもありがとうございました。お疲れ様でございます。

以上